

この書面では、傷害総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、**ご契約者と被保険者**が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

◆2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり・約款集」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。

（注）「ご契約のしおり・約款集」はご契約後、保険証券・保険継続証とともにお届けします。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

■被保険者本人の年齢によってご契約できるプランが異なります。

被保険者本人の年齢	ご契約できるプラン
満69歳以下	まも～るプラン以外
満70歳以上満89歳以下	まも～るプラン

（注）被保険者本人が満90歳以上の場合はご契約できません。

■後記 **1 契約締結前におけるご確認事項** のうち、**（1）商品の仕組みと被保険者の範囲** および **（2）基本となる補償** の項目については、「まも～るプラン以外」と「まも～るプラン」に分けて記載しています。ご契約プランごとにご確認いただく記載は次のとおりです。

ご契約プラン	ご確認いただく記載	
「まも～るプラン以外」 でご契約のお客さま	<b>まも～るプラン以外</b>	<b>「まも～るプラン以外」 「まも～るプラン」共通</b>
「まも～るプラン」 でご契約のお客さま	<b>まも～るプラン</b>	<b>「まも～るプラン以外」 「まも～るプラン」共通</b>

## 用語のご説明

「ご契約のしおり・約款集」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

先進医療、免責金額 など

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>（※1）</sup> および同性パートナー <sup>（※2）</sup> を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

【その他】

用語	ご説明
他の保険契約等	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額・ 保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

1

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### （1）商品の仕組みと被保険者の範囲

#### ①商品の仕組み **契約概要**

#### まも～るプラン以外

基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 ＜ケガの補償＞	自動的にセット される特約 <sup>（※）</sup> （自動セット特約）	セットすることができる主な特約 （任意セット特約）		
死亡・後遺障害 入院・手術 通院 通院 （注）交通事故等によるケガのみを補償することもできます。	通院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	天災危険 補償特約	個人賠償責任 補償特約	携行品損害 補償特約
被害事故補償		救援者費用等 補償特約	ホールインワン・ アルパロス費用 補償特約	

（※）団体契約の場合は、自動的にセットされません。この特約がセットされていないご契約の通院保険金支払限度日数は90日となります。

（注1）一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。

（注2）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

（注3）団体契約の場合を除き、脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

#### まも～るプラン

基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 ＜ケガの補償＞	自動的にセットされる特約 （自動セット特約）		セットすることができる特約 （任意セット特約）
死亡・後遺障害 入院・手術 通院 傷害入院一時金 被害事故補償	天災危険 補償特約	入院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	個人賠償責任 補償特約
	後遺障害等級 限定補償特約 （第1級～第3級）	通院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	携行品損害 補償特約

（注）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約および脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

#### ②被保険者の範囲 **契約概要**

#### まも～るプラン以外

被保険者の範囲等は、次のとおりです。

引受 方式	被保険者 <sup>（※1）</sup> の範囲			保険金が支払われる 事故 <sup>（※5）</sup> の種類		普通保険約款に セットされる特約
	本人 <sup>（※2）</sup>	本人の 配偶者 <sup>（※3）</sup>	その他のご家族 <sup>（※4）</sup>	交通事故 <sup>（※6）</sup>	左記以外の 事故	
個人型	○	×	×	○	○	—
交通傷害型	○	×	×	○	×	交通傷害危険 のみ補償特約
家族型	○	○	○	○	○	家族特約
ファミリー 交通傷害型	○	○	○	○	×	家族特約および 交通傷害危険 のみ補償特約

（※1）被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（※2）申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。

（※3）家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。

（※4）本人またはその配偶者の同居の**親族**および別居の**未婚**の子をいいます。また、家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、本人の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。なお、家族特約（夫婦用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。

（※5）被害事故補償保険金の補償については、交通傷害危険のみ補償特約をセットされた場合であっても交通事故による事故に限定されません。

（※6）所定の交通乗用具による事故をいいます。

＜所定の交通乗用具の主なもの＞

電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

#### まも～るプラン

被保険者の範囲等は、次のとおりです（引受方式は個人型のみとなります。）。

引受 方式	被保険者の範囲			保険金が支払われる 事故の種類	
	本人 <sup>（※）</sup>	本人の 配偶者	その他の ご家族	交通事故	左記以外の 事故
個人型	○	×	×	○	○

（※）申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。

2



## 3 契約締結後におけるご注意事項

### （1）通知義務等 **注意喚起情報**

- ①職業または職務を変更された場合  
 保険証券記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。ただし、お引受けの条件によりご通知が不要となることがあります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注）団体契約における被保険者の人数の増減等、上記以外にもセットされる特約やお引受けの条件により通知義務を定めている場合があります。詳細はご契約のしおり、普通保険約款・特約をご確認ください。

- ②住所または通知先を変更された場合  
 保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合  
 ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

**ご通知いただく事項について（通知義務等）**

### （2）解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります（通算短期率適用契約に関する特約をセットされた場合等、解約返れい金がないこともあります。）。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

### （3）被保険者による解除請求 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

### （4）重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### （5）他の身体障害または疾病の影響について

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日<sup>(※)</sup>までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を超過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

（※）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

### （9）満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### （1）告知義務 **注意喚起情報**（申込書の記載上のご注意事項）

ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。  
 ★被保険者ご本人の職業または職務  
 ★他の保険契約等の加入状況

■交通傷害危険のみ補償特約等をセットされたご契約における「被保険者ご本人の職業または職務」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
 ■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

**申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）**

### （2）クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回等）ができません。

### （3）死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

## 4 その他ご留意いただきたいこと

### （1）取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### （2）保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

### （3）個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

### （4）継続契約について **契約概要**

■告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

<安心更新サポート特約（自動継続型）をセットされた場合の取扱い>  
 安心更新サポート特約（自動継続型）がセットされた場合は、損保ジャパン所定の日<sup>(※1)</sup>までに、お客さまから継続しない旨のお申し出がないかぎり、保険期間が満了する日（満期日）の契約内容と同等の条件<sup>(※2)</sup>で毎年自動的に保険契約を継続します。自動継続された保険契約の初日は継続前契約の満期日となります。ただし、次の場合には自動継続が中止となります。

<b>まも〜るプラン以外</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金請求が多発した場合</li> <li>満期時の被保険者「本人」年齢が満70歳（育英費用補償特約等がセットされた場合は満22歳）以上となる場合</li> </ul>	など
<b>まも〜るプラン</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金請求が多発した場合</li> <li>満期時の被保険者の年齢が満80歳以上となる場合</li> </ul>	など

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

なお、保険証券等は満期日の前月から順次送付しますが、契約内容を変更されたい場合（継続停止を含みます。）は、満期日までに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご契約者がお申し出を行い損保ジャパンがこれを承認した場合は、お申し出いただいた内容で更新します。  
 （※1）満期日の属する月の4か月前から順次送付する更新のご案内にてお知らせします。  
 （※2）普通保険約款・特約の改定（新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）、保険引受に関する制度（保険金額等）、保険料および払込方法などの改定があった場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

### （5）事故が起こった場合

■事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり・約款集」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

**事故が起こった場合、保険金ご請求の手続き**

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合、ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

### 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

<p>●<b>損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ</b></p> <p>ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます。ご迷惑がございません。</p> <p><b>【窓口：カスタマーセンター】</b>  <b>0120-888-089</b></p> <p>&lt;受付時間&gt;        平日：午前9時～午後8時        土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）        &lt;公式ウェブサイト&gt;  <a href="https://www.sompo-japan.co.jp/">https://www.sompo-japan.co.jp/</a></p>	<p>●<b>保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）</b></p> <p>損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p><b>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】</b>  <b>0570-022808</b></p> <p>&lt;受付時間&gt;        平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）        詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  <a href="https://www.sonpo.or.jp/">(https://www.sonpo.or.jp/)</a></p> <p>&lt;通話料有料&gt;</p>	<p>●<b>事故が起こった場合</b></p> <p>事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。</p> <p><b>【窓口：事故サポートセンター】</b>  <b>0120-727-110</b></p> <p>&lt;受付時間&gt;        24時間365日</p>
---	--	--

**【青字の用語】** については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。